

日本介護品質管理協会定款

第1章 総 則

(目 的)

第1条 日本介護品質管理協会（以下「本協会」という）は、本協会に加わっている事業者または団体（以下「会員」という）の品質管理のために必要な事業を行い、会員の品質管理能力向上を推進し、その社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 本協会は、日本介護品質管理協会と称する。また、その略称をJCQM-Aと称する。

(地 区)

第3条 本協会の事業を実施する地区は、日本国内全域とする。

(事務所の所在地)

第4条 本協会は、事務所を愛知県名古屋市中村区名駅4丁目24-13に置く。

(公告の方法)

第5条 本協会の公告は、本協会事務所の掲示場に掲示する。

(規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約で定める。

第2章 事 業

(事 業)

第7条 本協会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ISO 団体認証の推進事業
- (2) 会員のISO 認証取得および維持のための工程管理事業
- (3) 会員の品質管理能力向上のための研修事業
- (4) ISO 認証団体への手数料支払いの会計処理業務
- (5) 前各号の事業に付帯する事業

第3章 会 員

(会員の資格)

第8条 本協会の会員たる資格を有する者は、次の要件を備える事業者または団体とする。

- (1) 介護関連事業を行う企業であり、介護コネクティブ会員企業であること

(加 入)

第9条 会員たる資格を有する者は、本協会の承諾を得て、本協会に加入することができる。

- 2 本協会は、加入の申込みがあったときは、入会審査委員会においてその諾否を決する。

- 3 入会審査委員会は、理事会が指名した委員で構成し、その委員長は委員の互選によって定める。

(退 会)

- 第10条 会員は、あらかじめ本協会に通知したうえで、通知翌月末日において退会することができる。
- 2 前項の通知は、その旨を記載した書面でしなければならない。

(除 名)

- 第11条 本協会は、次の各号の一に該当する会員を除名することができる。この場合において会員が弁明をする場合、書面にて弁明できる事とし、弁明書を理事会で諮り、再度検討し決議を行う。
- (1) 長期間にわたって本協会の事業を利用しない会員
 - (2) 会費の支払い、その他本協会に対する業務を怠った会員
 - (3) 本協会の事業を妨げ、又は妨げようとした会員
 - (4) 本協会の事業の利用について、不正の行為をした会員
 - (5) 犯罪その他、信用を失う行為をした会員
 - (6) 品質事故を発生（被害、加害問わず）させたとき、発生日を起算に90日以内（約3ヶ月以内）に、法的処置を含め解決に至らなかった場合
 - (7) あらゆる監査（第一者、第二者、第三者）において、重大な不適合を受け、是正処置期限が、不適合報告受領後90日以上（約3ヶ月以上）経過した場合
 - (8) 介護コネクティブ会員から退会した場合

(会 費)

- 第12条 本協会は、その行う事業の経費に充てるため、会員から会費を徴収することができる。
- 2 前項の会費の金額、支払方法については理事会で定めた基準に基づき、個別に会員に通知する。
 - 3 本協会は、会員から、事務手続、その他オプションサービスの対価として第1項の会費とは別に費用・手数料を徴収することができる。
 - 4 前項の費用・手数料は、理事会で定める。
 - 5 本条で定める費用等は、本契約締結後は返還を求めることができない。

(届 出)

- 第13条 会員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本協会に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人にあっては、名称及びその代表者名）を変更したとき
 - (2) 事業を行う場所を変更したとき
 - (3) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき
 - (4) 品質事故を発生（被害、加害問わず）させたとき
 - (5) 内部監査の全ての結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき
 - (6) マネジメントレビュー結果に関する文書化された情報を作成・修正したとき

第4章 役員、顧問及び職員

(役員の数)

- 第14条 役員の数、次のとおりとする。
- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事 5年
 - (2) 監事 5年
- 2 補欠（定数の増加に伴う場合の補充を含む。）のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。
 - 4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くことになった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

（役員要件）

第16条 役員のうち、会員又は会員たる法人の役員でない者は、理事については1人、監事については1人を超えることができない。

（理事長、副理事長の選任及び職務）

第17条 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長として理事会において選任する。

- 2 理事長は、本協会を代表し、本協会の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときはその職務を代理し、又は代行する。

（監事の職務）

第18条 監事は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及びその他の職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

- 2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本協会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員選任）

第19条 役員は、総会において会員の決議により選任する。

（役員報酬）

第20条 役員に対する報酬は、総会において定める。

（顧問）

第21条 本協会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、有識者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

（事務局長）

第22条 本協会に、事務局長を置くことができる。

- 2 事務局長の選任及び解任は、理事会において決する。

（職員）

第23条 本協会に、事務局長のほか、職員を置くことができる。

第5章 総会、理事会及び委員会

（総会の招集）

第24条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は必要があるときは何時でも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続き)

第25条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を会員に発してするものとする。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第26条 会員は、前条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。

- 2 代理人が代理することができる会員の数は、3人以内とする。

(総会の議事)

第27条 総会の議事は、会員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第28条 総会の議長は、理事長になる。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事録は、議長及び出席した理事が作成し、これに署名するものとする。

- 2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - (1) 招集年月日
 - (2) 開催の日時及び場所
 - (3) 会員数及びその出席者数
 - (4) 議事の経過の要領
 - (5) 議事案別の議決の結果(可決、否決の別及び賛否の議決権数)

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位にしたがい、他の理事が招集する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事は、必要があると認めるときは何時でも、理事長に対し、会議の目的たる事項を記載した書面を提出して、理事会を招集すべきことを請求することができる。

(理事会の議事)

第31条 理事会の議事は、理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

(理事会の書面議決)

第32条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面により理事会の議決に加わることができる。

(理事会の議決事項)

第33条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

(理事会の議長及び議事録)

第34条 理事会においては、理事長がその議長となる。

- 2 理事会の議事録については、第30条（総会の議事録）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第5号中「(可決、否決の別及び賛否の議決権数)」とあるのは「(可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名)」と読み替えるものとする。

(委員会)

第35条 本協会は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

(解任)

第36条 役員が次の一に該当するときは、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき

(定款の変更)

第37条 この定款の変更は、総会の議決による。

第6章 会 計

(事業年度)

第38条 本協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

第7章 付 則

(会員規約その他諸規定及び法令の準拠)

第39条 会員の入退会の詳細及び会員の権利義務等の本定款に定めのない事項は、別途会員規約その他理事会で定める諸規定、及び関連する法令に従う。

(施行時期)

第40条 この定款は、令和7年3月1日から施行する。